

山形県流域下水道事業への「水の官民連携」導入に向けた協議会 設置要綱

（目 的）

第1条 本協議会は、山形県流域下水道事業への「水の官民連携」の導入に向けた協議を進めるため設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）目的の実現に必要な調査、協議等に関すること。
- （2）その他、必要と認められる事項に関すること。

（構 成）

第3条 協議会は、会長及び会員をもって構成する。

- 2 会長及び会員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、必要に応じて協議会を招集する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聴することができる。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

（作業部会）

第4条 協議会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に関する事項は会長が別に定める。

（事務局）

第5条 事務局は、山形県県土整備部下水道課に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

別 表

役職名	構 成 員
会 長	県土整備部長
会 員	学識経験者
	会計専門家
	下水道団体関係者
	県関係部課長等
	流域下水道関係町村部課長等